

令和 3 年度
田辺公園拡張整備にかかる
官民連携手法検討業務委託
報 告 書

令和 4 年 3 月

京田辺市
株式会社オリエンタルコンサルタンツ

目 次

第1章 本調査の概要

1-1 調査の概要	1-1
(1) 調査の目的	1-1
(2) 調査の概要	1-1
1-2 調査地の概要.....	1-2
(1) 田辺公園の概要.....	1-2
(2) 既開園区域の状況.....	1-3
1-3 実施手順	1-6
1-4 事業の概要	1-7
1-5 検討体制	1-8
1-6 自治体の概要.....	1-9
1-7 周辺地域の状況.....	1-14
(1) 交通状況	1-14
(2) 施設分布の状況.....	1-15
(3) 周辺の土地価格.....	1-16
(4) 周辺の人口	1-17
(5) 建ぺい率	1-19
1-8 上位関連計画.....	1-20
(1) 上位関連計画の関係性.....	1-20
(2) 上位関連計画の整理.....	1-21
(3) 上位関連計画のまとめ.....	1-30
1-9 事業発案に至った経緯.....	1-31
(1) 当該事業の発案経緯.....	1-31
(2) 課題項目	1-33
1-10 当該事業の必要性.....	1-34
(1) 当該事業の必要性.....	1-34
(2) 期待する成果.....	1-35
(3) 期待する好循環のイメージ.....	1-36

第2章 前提条件の整理

2-1 基本計画の整理.....	2-1
(1) 田辺公園のあり方について.....	2-1
(2) 田辺公園の区域区分.....	2-2
(3) 拡張区域の整備方針.....	2-2
2-2 拡張区域に係るワークショップの開催結果の整理.....	2-5
2-3 対象公園施設の状況.....	2-8
2-4 プレヒアリング調査結果の整理.....	2-12
(1) 調査概要	2-12
(2) 調査結果まとめ.....	2-13
(3) 本事業に係る課題の整理.....	2-14
2-5 関連法令の整理.....	2-15
(1) 都市公園法	2-15
(2) 地方自治法	2-21
(3) 障害者基本法.....	2-23
(4) 障害者の雇用の促進等に関する法律.....	2-24
2-6 前提条件のまとめ.....	2-25

第3章 マーケットサウンディング調査

3-1 想定される事業スキーム（案）の検討.....	3-1
(1) 整備手法・範囲の整理.....	3-1
(2) 管理運営手法・範囲の整理.....	3-3
(3) 想定される整備・管理運営手法と範囲.....	3-5
3-2 障がいのある人が参画する管理運営体制（案）の検討.....	3-10
(1) 事例整理	3-10
(2) 想定される障がいのある人が参画する管理運営体制（案）	3-15
3-3 マーケットサウンディング調査.....	3-16
(1) 調査計画	3-16
(2) 調査結果	3-17
(3) 検討課題と対応方針（案）	3-19

第4章 事業スキームの検討

4-1 整備・管理運営に係る事業スキームの検討.....	4-1
（1）事業者公募範囲の検討.....	4-2
（2）整備・管理運営手法および範囲.....	4-4
（3）事業期間	4-10
（4）公募対象公園施設.....	4-12
（5）特定公園施設.....	4-18
（6）利便増進施設.....	4-25
（7）イベント等の取扱い.....	4-30
（8）園内収穫物等の取扱い.....	4-31
（9）工事中の条件.....	4-37
4-2 障がいのある人の就労支援における管理運営体制.....	4-39
（1）公園内における就労支援について.....	4-39
（2）調整機関の位置づけ.....	4-39
（3）障がいのある人の就労支援における役割分担.....	4-40
（4）障がいのある人の就労支援における管理運営体制.....	4-41
4-3 公募の実施、手続きに関する事項の検討.....	4-42
（1）参加資格要件の検討.....	4-42
（2）官民のリスク分担の検討.....	4-54
（3）公募設置等計画の記載事項の検討.....	4-55
（4）評価方法の検討.....	4-61
（5）公募スケジュールの検討.....	4-68

第5章 公募設置等指針（案）の作成

5-1 公募設置等指針（案）の作成.....	5-1
------------------------	-----

第6章 今後の進め方の検討

6-1 ロードマップの作成.....	6-1
6-2 想定される課題の整理.....	6-1
（1）事業スケジュール.....	6-1
（2）事業推進にあたっての各種条件整理.....	6-1
（3）障がいのある人を含めた運営体制の推進.....	6-1

第 1 章 本調査の概要

1－1 調査の概要	1-1
(1) 調査の目的	1-1
(2) 調査の概要	1-1
1－2 調査地の概要	1-2
(1) 田辺公園の概要	1-2
(2) 既開園区域の状況	1-3
1－3 実施手順	1-6
1－4 事業の概要	1-7
1－5 検討体制	1-8
1－6 自治体の概要	1-9
1－7 周辺地域の状況	1-14
(1) 交通状況	1-14
(2) 施設分布の状況	1-15
(3) 周辺の土地価格	1-16
(4) 周辺の人口	1-17
(5) 建ぺい率	1-19
1－8 上位関連計画	1-20
(1) 上位関連計画の関係性	1-20
(2) 上位関連計画の整理	1-21
(3) 上位関連計画のまとめ	1-30
1－9 事業発案に至った経緯	1-31
(1) 当該事業の発案経緯	1-31
(2) 課題項目	1-33
1－10 当該事業の必要性	1-34
(1) 当該事業の必要性	1-34
(2) 期待する成果	1-35
(3) 期待する好循環のイメージ	1-36

1-1 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、都市公園である田辺公園の拡張整備事業区域（以下、「拡張区域」）において、豊かな自然環境を活かし、障がいのある人をはじめとした多様な人々が緑や農にふれあいながら交流できる拠点整備を目指し、Park-PFI を始めとする民間の創意工夫を活かした実現性の高い事業手法、事業スキームとともに、新しい生活様式（新型コロナウイルス）を見据えた新たな公園の在り方の可能性について検討することを目的としている。

マーケットサウンディング調査を通して田辺公園拡張整備事業に対する民間事業者の意向や要望を把握し、①事業スキーム（事業手法・事業範囲）の明確化、②事業内容の具体化、③事業に係るパートナーづくりの検討を進めていく。

(2) 調査の概要

業務名 : 令和3年度 田辺公園拡張整備にかかる官民連携手法検討業務委託

検討範囲 : 次頁、業務対象範囲に示す通り

業務箇所 : 京田辺市 田辺公園

履行期間 : 令和3年6月24日～令和4年3月1日

発注者 : 京都府 京田辺市 建設部 公園緑地課

受注者 : 株式会社オリエンタルコンサルタンツ 京都事務所

表 業務項目

項目	数量
官民連携可能性調査検討	1 式
打合せ等	1 業務
計画準備	1 式
前提条件の整理	1 式
マーケットサウンディング調査	1 式
事業内容の整理	1 式
事業スキーム等の検討	1 式
公募資料（案）の作成	1 式
今後の進め方の検討	1 式
報告書作成	1 式

1-2 調査地の概要

(1) 田辺公園の概要

田辺公園は、プールや体育館等の運動施設を有した 10.4ha を昭和 52 年に開園している。

本業務対象範囲である拡張区域では、「緑と農に親しむ区域」をテーマに、市内の福祉事業者と連携を図りながら、障がいのある人に公園の管理・運営の一部を担っていただき、社会的自立に向けた就労訓練・支援の場として整備することを目指している。



図 京田辺市の位置図

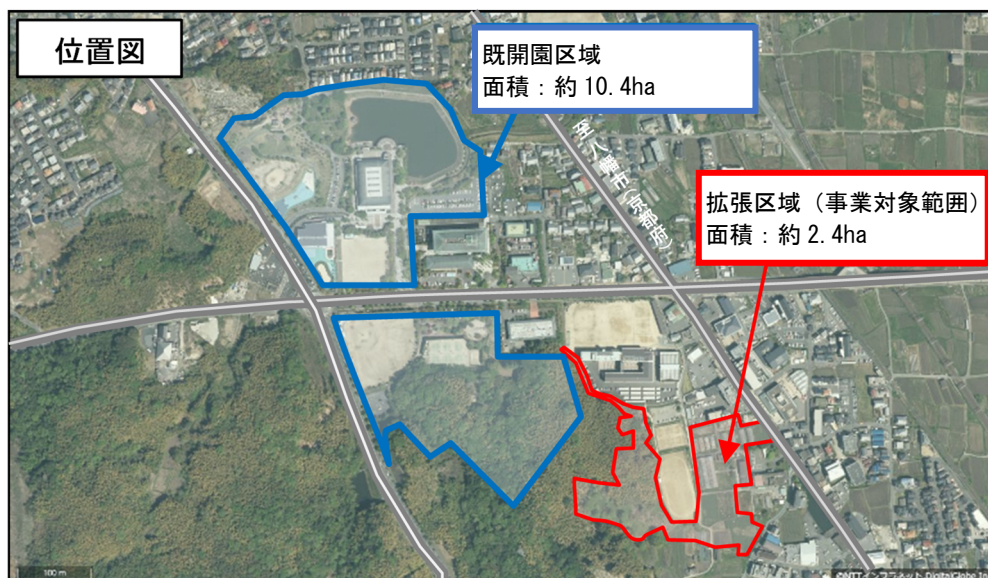


図 田辺公園拡張区域（業務対象範囲）の位置図

(2) 既開園区域の状況

① 公園施設の状況

田辺公園の既開園区域における面積は約 10.4ha となっている。

敷地内には野球場やプールなどの運動施設のほか、大型遊具のある「子ども広場」やストリートスポーツの練習ができる「スケートパーク」など、幅広い世代が楽しめる施設が設置されている。

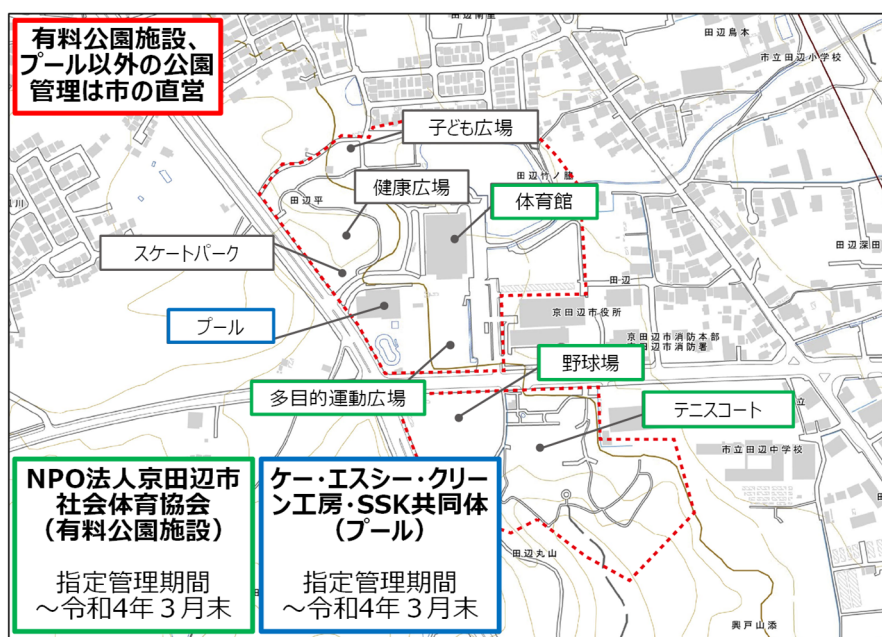
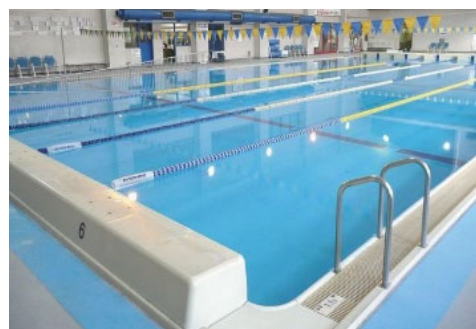


図 既開園区域の概況



野球場



プール



体育館



テニスコート

② 管理運営状況

田辺公園の既開園区域の有料公園施設では、指定管理者制度による管理運営が行われており、その指定管理期間は5年間（平成30年度～令和3年度）となっているため、令和4年度以降は更新等の手続きが必要である。

また、有料公園施設・プールを除く公園施設に係る管理運営については、市の直営管理として公益財団法人 京田辺市都市緑化法人に業務委託されている。

表 既存公園施設の指定管理者制度期間

施設名	指定管理者	指定管理者制度期間				
		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
田辺中央体育館	NPO 法人 京田辺市社会 体育協会					
田辺公園野球場						
田辺公園テニスコート						
田辺公園多目的運動広場						
田辺公園プール	ケー・エス・シー クリーン工房 SSK グループ					

③ 利用状況

田辺公園の各施設における利用者数は以下に示すとおりであり、令和元年以降は新型コロナウイルスの影響により利用者は減少している。

表 既存公園施設の各施設における利用者数

施設名	利用者数							
	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R 1 年	R 2 年
田辺中央体育館	118,570	111,063	119,661	130,212	138,003	137,443	125,441	50,995
田辺公園野球場	27,470	20,270	19,721	19,809	33,826	32,349	18,198	12,093
田辺公園テニスコート	27,514	26,385	24,044	24,745	25,865	24,727	23,568	19,311
田辺公園多目的運動広場	38,415	29,014	27,238	30,347	42,014	37,961	24,339	17,424
田辺公園プール	104,384	105,465	104,865	107,710	103,940	103,215	—	43,214

新型コロナウイルスの
影響により減少

■スポーツや健康づくりの場としての活用状況

- ・市民のスポーツ実践の場や健康づくりの場として利用されている。
- ・高齢者を対象とした健康教室が体育館にて開催されている。
- ・施設の利用率が高く、特に体育館は年間を通して利用率 80%を維持している。



ナイトテニス



高齢者健康教室



身障者スポーツ教室

■広場スペースの活用状況

- ・子ども広場や健康広場には、イベント利用等が可能な広場スペースがある。



多目的運動広場



野外ステージ



展望台

1－3 実施手順

本業務における実施手順は、以下に示すとおりである。

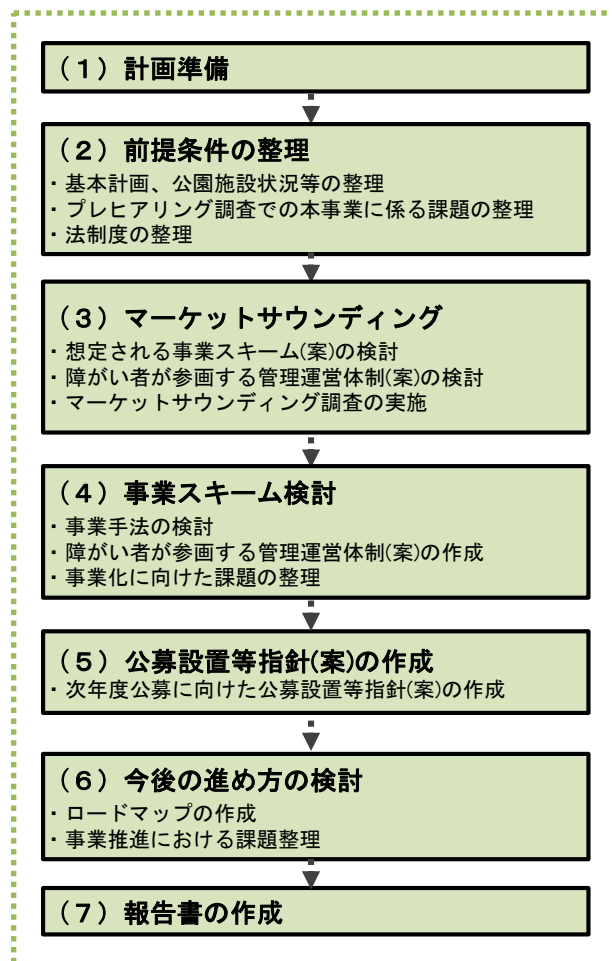


図 実施手順

1-4 事業の概要

本事業は、「緑」「農」のキーワードおよび多様な主体が活躍できる拠点整備の実現を図るために、民間活力を導入するとともに拡張区域内の体験学習施設（農体験ゾーン）等の管理・運営に障がいのある人や高齢者が携わり、社会参画や人材育成、社会的自立に繋がる体制構築を目指すものである。

新たに事業に参画する民間事業者は、市内の福祉事業者との連携により障がいのある人の雇用推進、公園の管理・運営、各種イベントの主催等を進める。

障がいのある人は、公園外の農家や企業への一般就労に繋げるために、本公園を就労訓練・支援の場として活用する。

しかし、本事業において民間事業者と福祉事業者が連携した実現性の高いスキームを構築するためには、民間事業者は各福祉事業者の特性を把握するだけでなく、障がいのある人の就労訓練・支援に対する配慮等が求められるため、両者にとって最適な事業スキームを検討する必要がある。

本業務における事業スキームのイメージは、以下に示す内容を想定している。

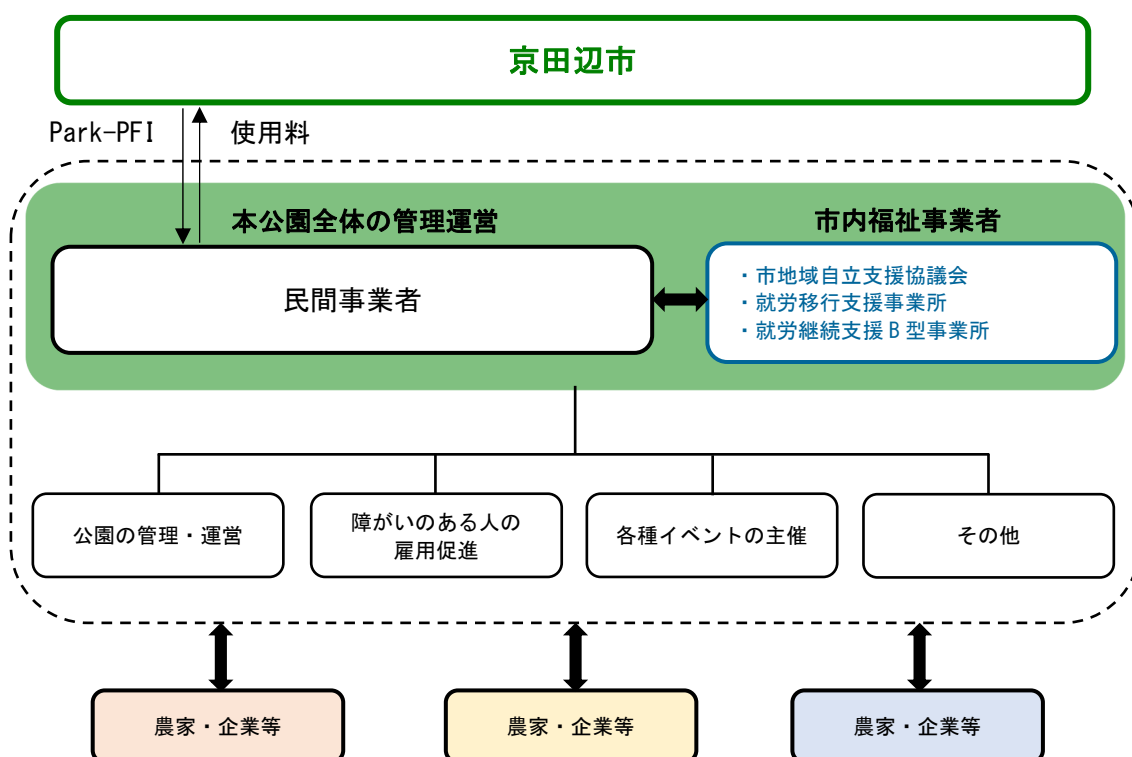


図 事業スキームのイメージ

1－5 検討体制

■ 庁内検討体制

市の建設部 公園緑地課が庁内の主体となって検討を目指す。

庁内の企画政策部や健康福祉部、経済環境部と連携を図りながら検討を行う。

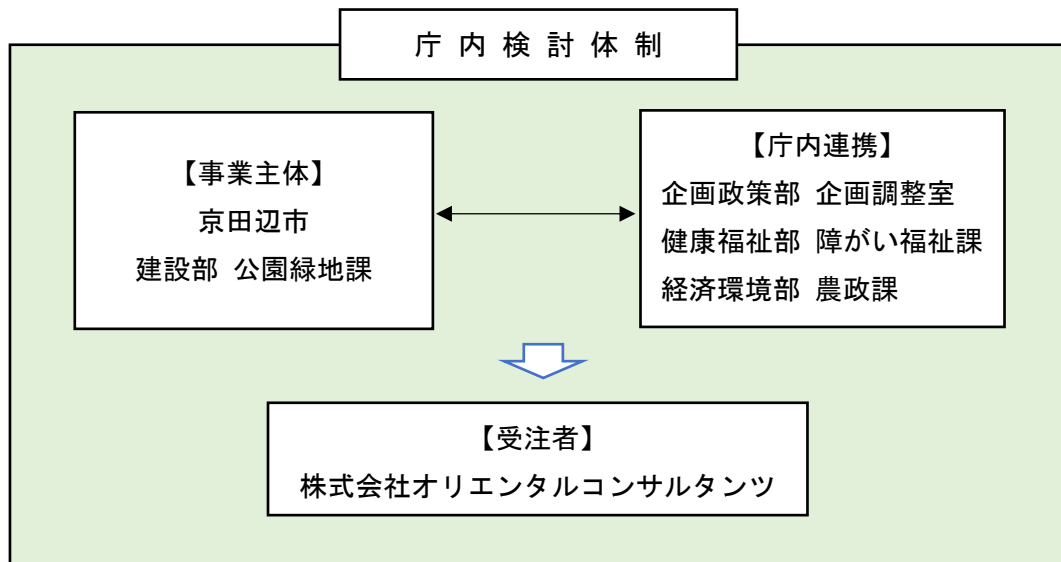


図 検討体制図

1－6 自治体の概要

自治体の概要は、以下に示すとおりである。

表 自治体の概要

項目	概要
位置情報	・本市は京都府、大阪府、奈良県にまたがる京阪奈丘陵の北東部に位置する。 ・京都市や奈良市の中心部から約 20km、大阪市の中心部からは約 30km ・市域は東西に 5.5km、南北に 10.9km で、総面積は 42.92 km² ・鉄道路線は、大阪と奈良を結ぶ JR 片町線、京都と奈良を結ぶ近鉄京都線
人口	人口：70,217 人、人口密度：1,636 人/km ² （京田辺市統計書 令和 2 年度版）
高齢化率	24.7%（令和 2 年 4 月 1 日時点）
土地利用	・令和 2 年の本市の地目別土地利用状況は、田 17.1%、山林 19.5%、宅地 15.7% が上位を占めている。 ―市南西部から北西部にかけては山林の広がる丘陵部 ―市南東部から北西部は市境を通る木津川に沿って田園が広がる平坦地 ―住宅地は平坦地の中央や丘陵部のすそ野の立地
公園緑地	人口一人当たりの公園面積：約 6.09 m ² /人（令和 2 年 4 月 1 日時点）
産業	・以下 4 業種で全体の 6 割強を占めている。 「製造業」、「医療福祉」、「卸売業、小売業」、「教育、学習支援業」 （平成 26 年経済センサス - 基礎調査）
まちづくり	・本市は田辺エリアを中心核とし、北部の松井山手、南部の三山木を副核拠点として、3 つの拠点による利便性の高いコンパクトなまちづくりを進めてきた。 ・南西部に多くの自然や一休寺などの歴史的資源も多く残していることから、京阪神の近郊レクリエーション地としても重要な位置となっている。
交通状況	・市域北西側に広域幹線道路として第二京阪道路が、市域中央部に京奈和自動車道が南北に通っており、それらが全国の広域幹線道路と繋がっている。 ・また、2017 年に新名神高速道路城陽 JCT・IC～八幡京田辺 JCT・IC が開通し、京都―奈良間の所要時間が短縮され、物流や観光産業、地域の活性化が期待されている。



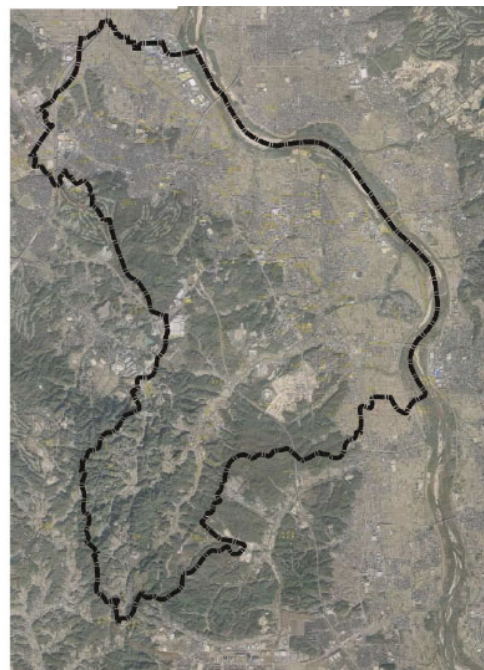
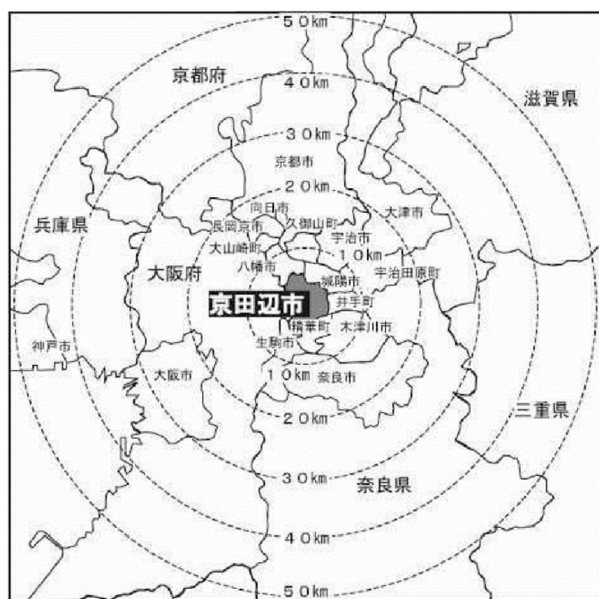
茶畑



一休寺

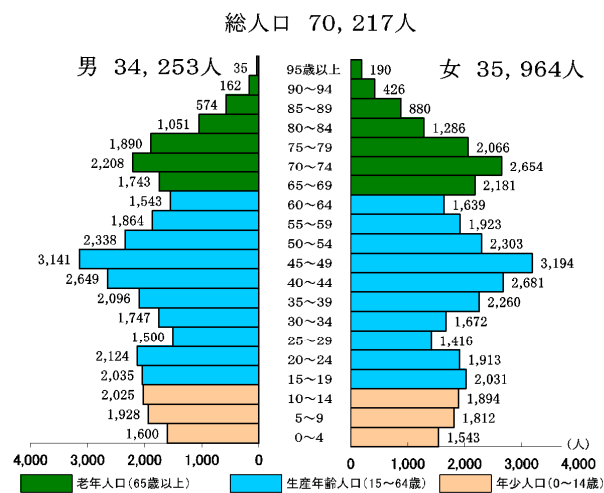
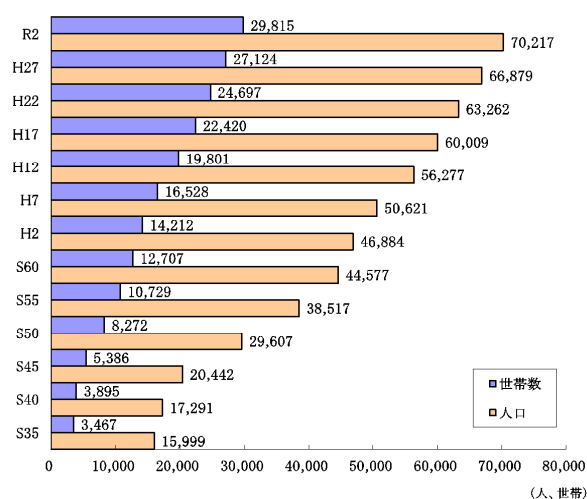


普賢寺ふれあいの駅



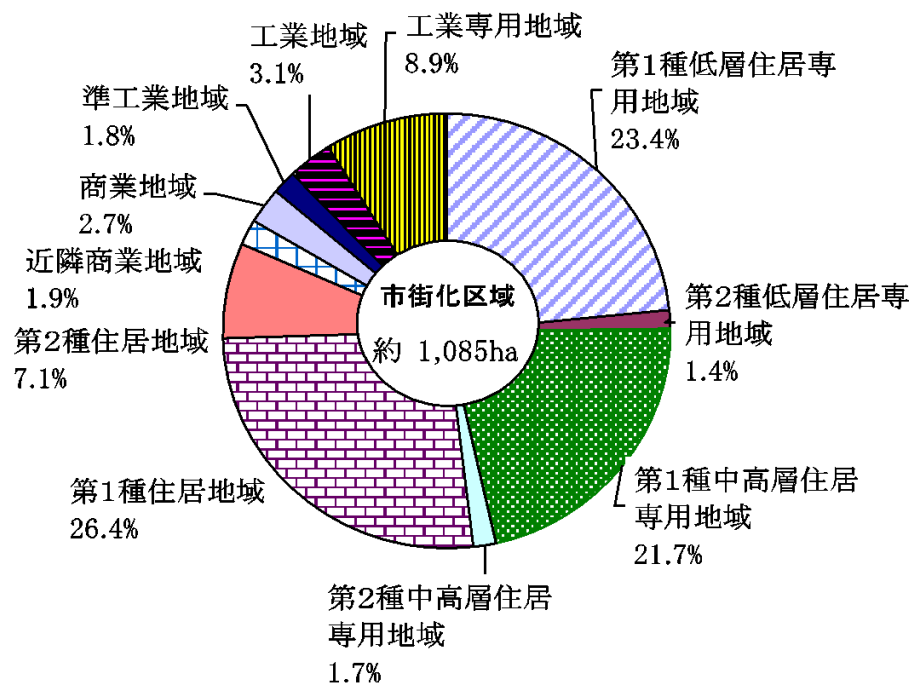
出典：京田辺市「京田辺市都市計画マスタープラン」

図 京田辺市の位置・全域図



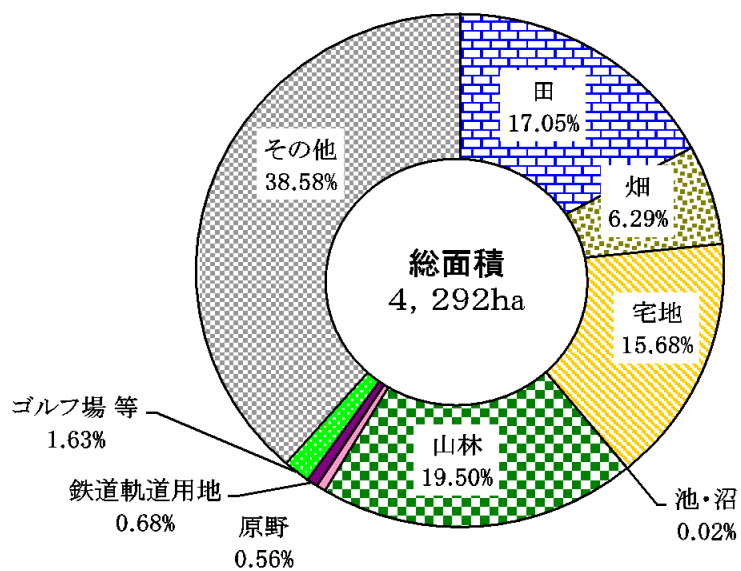
出典：京田辺市「グラフで見る京田辺市」

図 京田辺市の人口（令和2年4月1日時点）



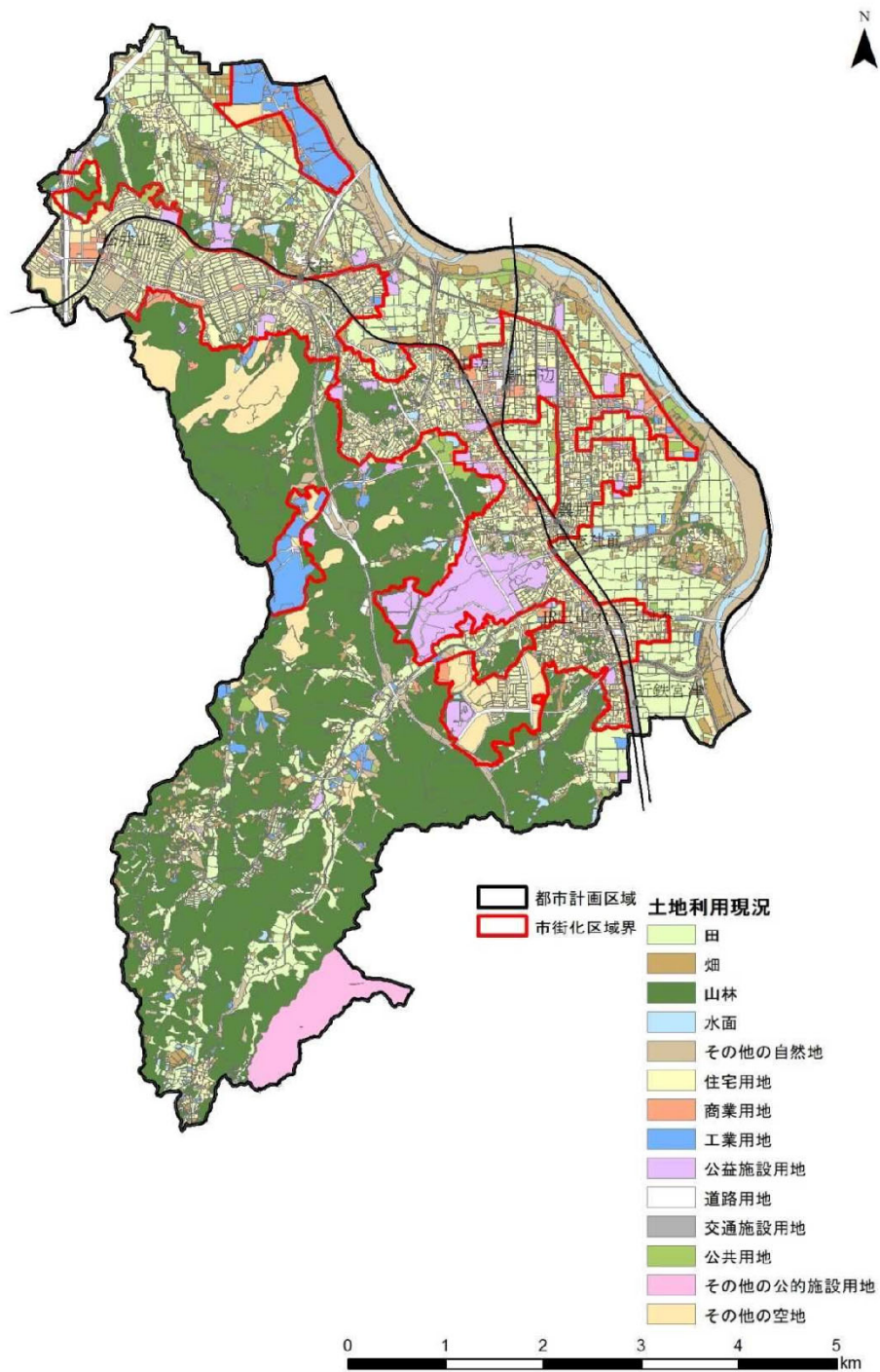
出典：京田辺市「グラフで見る京田辺市」

図 京田辺市の用途地域（令和2年4月1日時点）



出典：京田辺市「グラフで見る京田辺市」

図 京田辺市の土地利用状況（令和2年1月1日時点）



出典：「平成 24 年度都市計画基礎調査」

図 京田辺市の土地利用現況

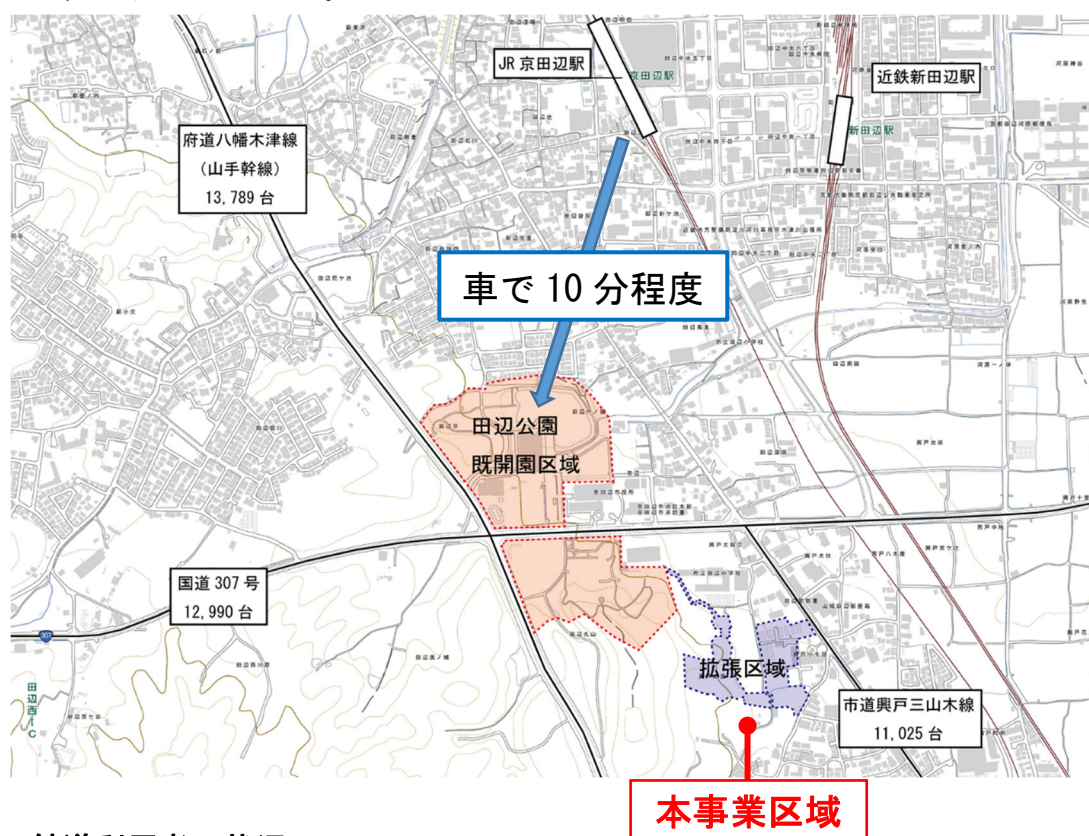
1-7 周辺地域の状況

(1) 交通状況

① 主要道路の交通量

田辺公園の既開園区域に面している国道 307 号の昼間 12 時間交通量は 12,990 台となっている。

田辺公園の既開園区域の西側に面している府道八幡木津線（山手幹線）の昼間 12 時間交通量は 13,789 台、拡張区域の東側に面する市道興戸三山木線の昼間 12 時間交通量は 11,025 台となっている。



② 鉄道利用者の状況

田辺公園は、JR 京田辺駅から約 1km、近鉄新田辺駅から約 1.5km となっている。

また、各駅における 1 日平均乗降者数は、以下に示すとおりである。

表 鉄道利用者の状況

単位：人／日

駅名	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
JR 片町線 京田辺駅	12,132	11,930	12,226	12,270	12,504	12,610	12,796
近鉄京都線 新田辺駅	26,995	26,104	26,548	26,523	26,381	25,964	24,474

出典：国土交通省「国土数値情報 駅別乗降客数データ」

(2) 施設分布の状況

田辺公園の既開園区域の東側には京田辺市役所や保健センター、中央公民館、社会福祉センター、田辺警察署や山城田辺郵便局など公共施設が集積している。

拡張区域の北側には約 900 人が在籍する京田辺市立中学校が立地している。

拡張区域に面する市道興戸三山木線沿いには、外食チェーンのロードサイド店舗が多く立地している。

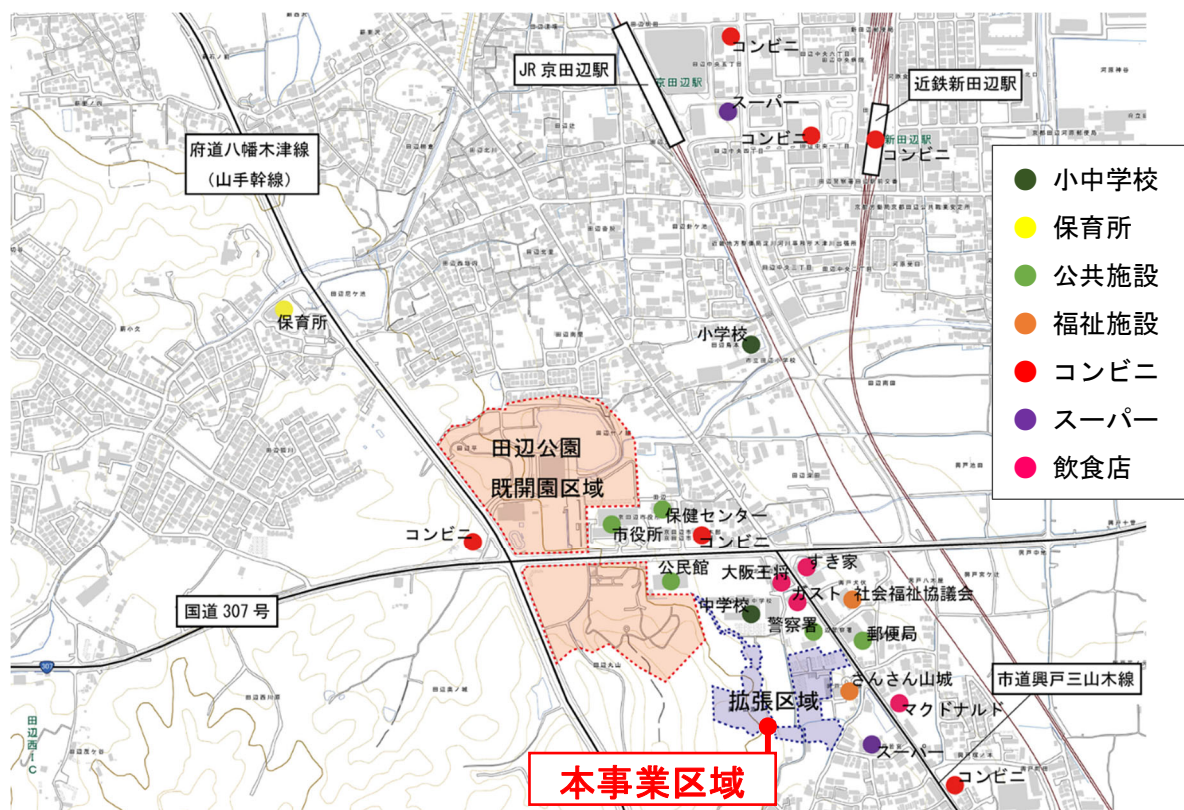


図 施設の分布状況

(3) 周辺の土地価格

拡張区域周辺における土地価格の対前年変動率は、以下に示すとおりである。
拡張区域周辺の2地点（A・B）ともに前年度と比較して土地価格の変化はない。

表 周辺の土地価格

No.	所在および地番	用途区分	建蔽率 容積率	価格 (円/㎡)	対前年 変動率
A	京都府京田辺市興戸犬伏5番7外	商業地	60%、 200%	123,000	0.0%
B	京都府京田辺市興戸御垣内8番2 5	住宅地	60%、 200%	97,600	0.0%

出典：国土交通省「地価公示・都道府県地価調査」（令和2年1月1日時点の地価公示）



出典：国土交通省「土地総合情報システム」（令和2年1月1日時点の地価公示）
図 地価公示価格

(4) 周辺の人口

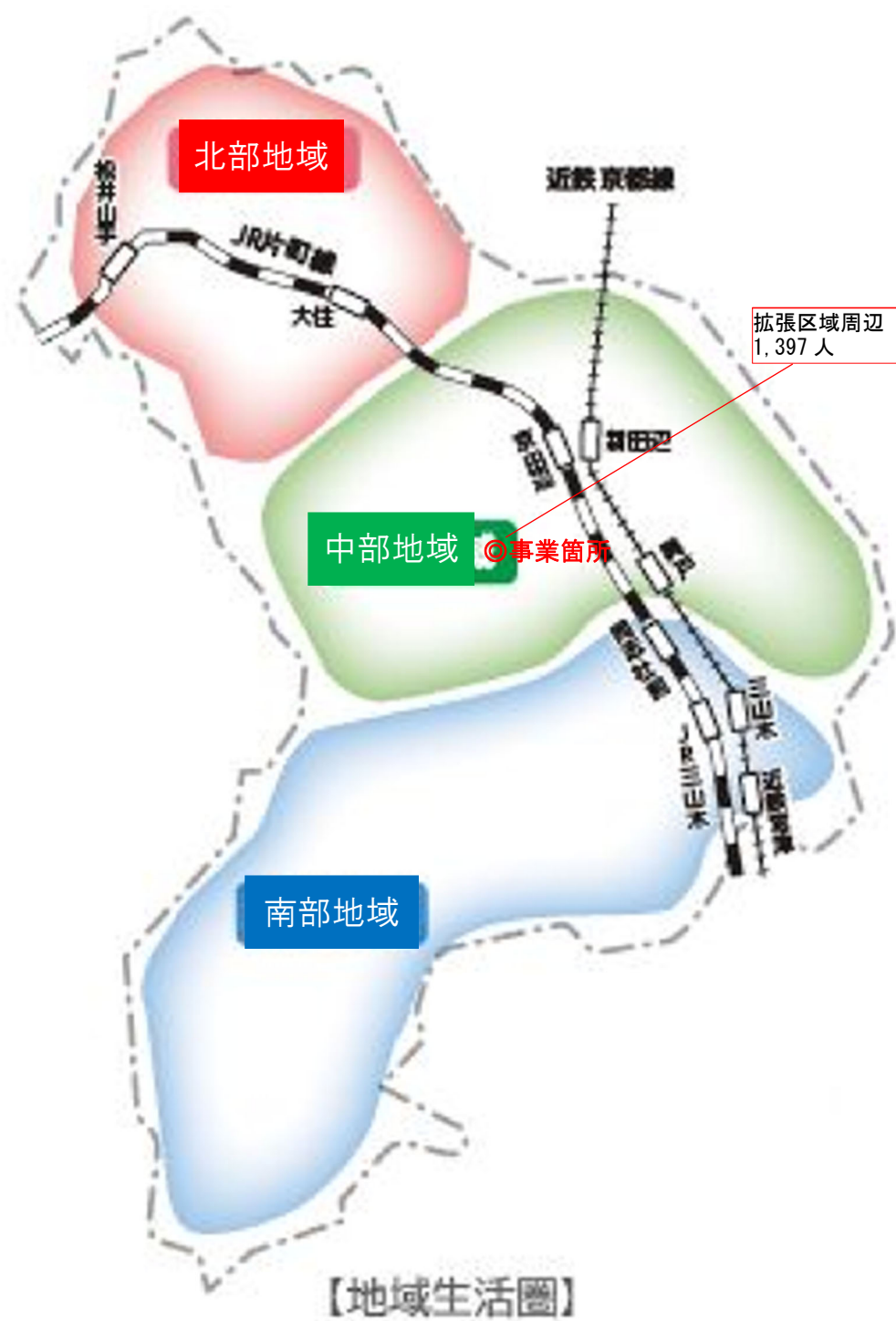
拡張区域に面する府道八幡木津線沿いは住宅系用途となっているため一定程度の人口集積が見られる。

興戸エリアからはかねてより幼児や児童向けの公園整備の要望があり、一定程度の需要が見込めると考えられる。

表 拡張区域周辺の人口（令和2年4月1日時点）

No.	地区名	地区別人口（人）	世帯数（数）
1	田辺	85	36
2	田辺深田	158	84
3	田辺竹ノ脇	40	16
4	田辺平	142	59
5	興戸宮ノ前	89	40
6	興戸若宮	164	117
7	興戸東垣内	325	146
8	興戸北鉢立	17	7
9	興戸犬伏	154	65
10	興戸小モ詰	1	1
11	興戸御垣内	222	104
合計		1,397	675
参考※	京田辺市	70,217	29,815

出典：京田辺市「町名別人口および世帯数」

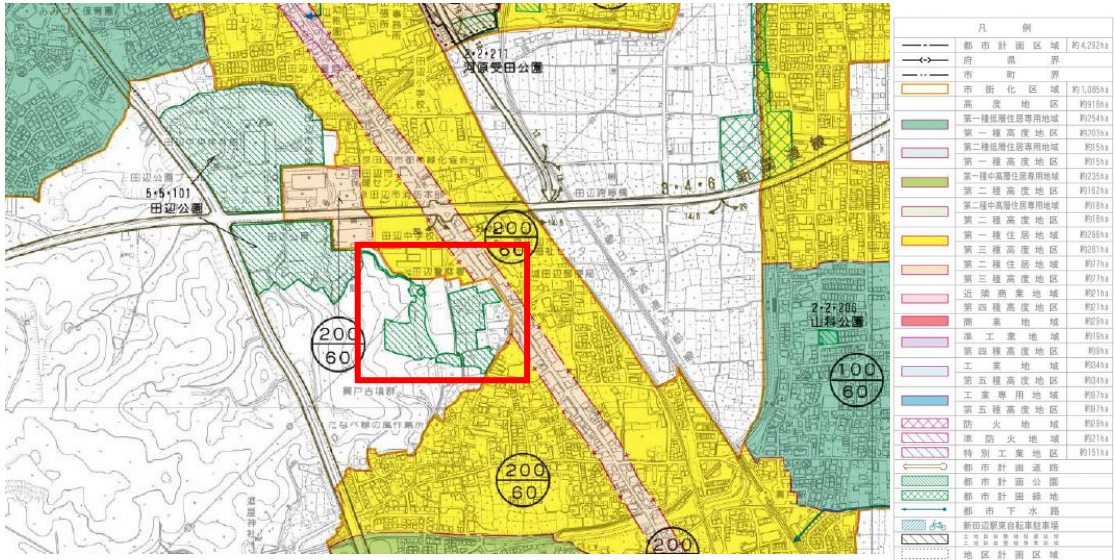


出典：京田辺市「第4次京田辺市総合計画」

図 京田辺市全域図

(5) 建ぺい率

田辺公園の既開園区域および拡張区域は都市公園（総合公園）として都市計画決定されているため、建築物の建ぺい率は公園面積に対し、最大 2%となっている（京田辺市都市公園条例第 1 条の 3）。



出典：京田辺市 HP

図 京田辺市都市計画図

1－8 上位関連計画

(1) 上位関連計画の関係性

本市に係る上位関連計画の関係性は、以下に示すとおりである。

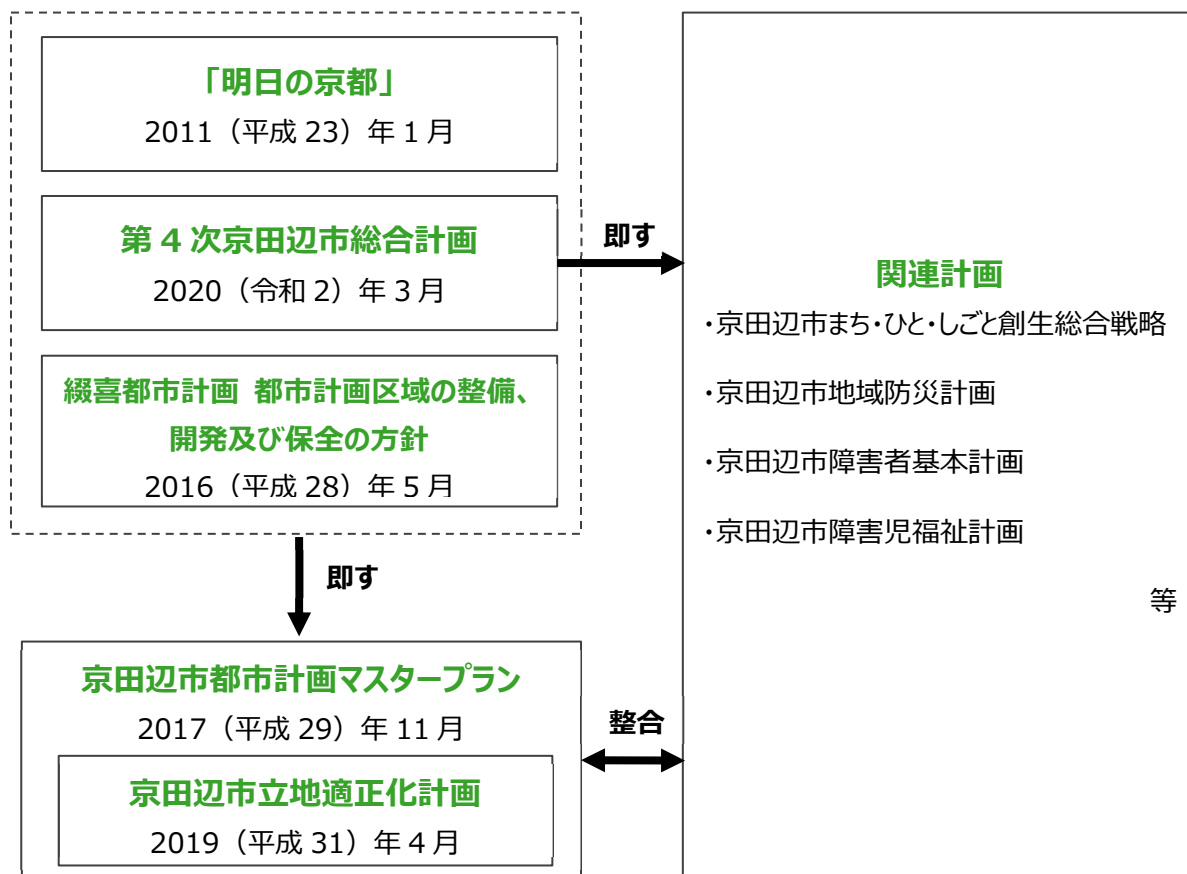


図 京田辺市に係る主な上位関連計画

(2) 上位関連計画の整理

各上位関連計画の概要について、以下に示す一覧の計画を対象に整理する。

対象上位関連計画では、京都府および京都市のまちづくりの方針、本事業に係る内容（公園・障がいのある人）について整理した。

表 京田辺市に係る上位・関連計画

項目※		名称	年
京都府	ア	明日の京都	平成 23 年 1 月
	イ	綴喜都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	平成 28 年 5 月
京田辺市＋公＋障	ウ	京田辺市立地適正化計画	平成 31 年 4 月
	エ	第 4 次京田辺市総合計画	令和 2 年 3 月
	オ	第 2 期京田辺市まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和 2 年 3 月
	カ	京田辺市都市計画マスタープラン	平成 29 年 11 月
公	キ	新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等の在り方（国土交通省）	平成 28 年 5 月
障	ク	第 4 期京田辺市障害者基本計画	令和 3 年 3 月
	ケ	第 6 期京田辺市障害福祉計画	
	コ	第 4 次障害者基本計画	平成 30 年 3 月

※京都府：京都府および京都府内区域のまちづくりに関する事項

京田辺市：京田辺市のまちづくりに関する事項

公：公園に関する事項

障：障がいのある人の就労に関する事項

i) 京都府のまちづくりに関する事項

(ア) 明日の京都

■計画概要

表 計画概要（明日の京都）

頁	項目	内容
9	目的	普遍的な行政運営の基本理念や原則等を示す「基本条例」、めざす将来の京都府社会の姿を示す「長期ビジョン」、それに向かう4年から5年間の戦略を示す「中期計画」、地域資源をいかして特色ある地域振興を進めるための「地域振興計画」の4つを策定し、これからの新しい京都づくりの指針としていくことを目的とする。
12	めざす社会の姿	・人と絆きずなを大切に作る京都 ・自由で多元性のある京都 ・環境と文化が持続し発展する京都 ・交流し価値を創造する京都 ・すべての地域が輝く京都
14	基本方向	1. 府民安心の再構築 2. 基本共生の実現 3. 京都力の発揮

(イ) 綴喜都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

■計画概要

表 計画概要（綴喜都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

頁	項目	内容
9	基本理念	① 関西文化学術研究都市建設と連携し、未来を拓く知を創造する都市づくり ② 子育て世代、高齢者等のだれもが安心して健やかに暮らすことができる都市づくり ③ 中心市街地に公的な役割を担う施設が集積し、賑わいと活力基盤を形成するとともに、周辺地域とネットワークでつながり、必要な都市機能を相互に補完・連携する効率性・利便性の高い都市づくり ④ 公共交通等により中心市街地と生活拠点ネットワーク化され、誰もが活動しやすい都市づくり ⑤ ICT等科学技術を活用し、資源、エネルギーの効率的な利用により、環境への負荷の少ないスマートな都市づくり ⑥ 災害に強くしなやかで安全な都市づくり ⑦ 広域交通網、学術研究施設、産業の集積を活かし、交流連帯によってイノベーションが進展することで、地域経済が持続的に成長・発展する都市づくり ⑧ 地域特性を活かした個性的な魅力により、活発な交流が創り出される都市づくり ⑨ 自然、地域文化を反映した良好な景観が保全、形成されている質の高い都市づくり ⑩ だれもが生まれ育った地域に住み続けられる魅力ある都市づくり ⑪ 住民、民間、行政等が連携・協働し、魅力ある地域社会を実現する都市づくり
12	区域の将来像	◆ 優れた文化、景観の保全・形成と魅力ある拠点整備による誰もが安心して、いきいきと暮らせる都市 ◆ 災害に強くしなやかで安全な都市 ◆ 豊かな歴史・文化・自然と充実する広域交通網を活かした産業拠点のある交流都市
14	基本方向	1. 府民安心の再構築 2. 基本共生の実現 3. 京都力の発揮

i) 京田辺市のまちづくり及び本事業に関する事項

(ウ) 京田辺市立地適正化計画

京田辺市立地適正化計画の概要は、以下に示すとおりである。

■計画概要

表 計画概要（京田辺市立地適正化計画）

頁	項目	内容
73	目的	京田辺市集約型都市構造の実現を推進していくことを目的とする。
73	まちづくりの基本的な考え方	拠点ごとの特性に応じた機能の充実・強化を通じた市街地の更新と新たな魅力の創出による「暮らし」の質を高めるまちづくり
74	まちづくりの目標	・ファミリー層に選ばれる居住環境づくり ・多様な都市機能が充実した質の高い暮らしを実感できるまちづくり ・多様な都市活動を支える移動手段の確保
74	まちづくりの基本方針	①中心拠点・地域拠点・暮らしの生活圏の充実・強化を図る ②中心拠点と地域拠点へのアクセス性の高いエリアへの居住を誘導する ③充実した公共交通を活かした交通需要マネジメントを推進する

(エ) 第4次京田辺市総合計画

第4次京田辺市総合計画の概要及び本事業に係る事項は、以下に示すとおりである。

■計画概要

表 計画概要（第4次京田辺市総合計画）

頁	項目	内容
2	目的	本市が目指す都市像の実現に向けて、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するための市政運営の指針であり、市民、事業者、行政が、それぞれの役割を担いながら、参画、協働してまちづくりに取り組むための指針となることを目的とする。
13	まちづくりの都市像	「緑豊かで健康な文化田園都市」
19	基本姿勢	人口問題や地域課題の解決のために、基本姿勢として以下の2つを掲げている。 ・魅力発信、参画との人のつながりによるまちづくりの推進 ・持続可能な行財政運営の推進
21	基本方向	都市像の実現に向け、以下の5つの柱に分けて示している。 1. 安全で心安らぐ優しいまち【安全・安心】 2. 緑に包まれた美しいまち【緑】 3. いきいきと健康で明るいまち【健康】 4. 子育てしやすい未来を育む文化薫るまち【文化・教育】 5. 活力にみちた便利で快適なまち【田園都市】

■公園に関する事項

重点プロジェクトの一つ「時代の変化に対応した新たな都市づくり」では、緑あふれるまちづくりの推進を目指し、「農福連携」をテーマとした公園整備として本事業が掲げられている。

また、基本方向「2. 緑に包まれた美しいまち【緑】」の「1 自然環境・都市緑化」において、以下に示すとおり掲げられている。

表 公園に関する事項

頁	項目	内容
62	現状と課題	府農業総合研究所跡地において、農福連携をテーマとした公園の整備を進めるとともに、「水辺の散策路」の整備を進めている。
62	基本方針	農福連携をテーマとした公園の整備や計画的な公園施設の更新を進めるとともに、街なかで水や緑に親しむ環境整備を進め、市民の健康づくりを促進する。
63	田辺公園拡張整備事業	子どもから高齢者、障がいのある人まですべての市民が交流できる拠点として、また障害のある人が公園の管理や運営に携わることで、社会的自立を支援する拠点となる農福連携をテーマとした公園の整備

■障がいのある人の就労等に関する事項

基本方向「3. いきいき健康で明るいまち【健康】」の「4 障がい者福祉」において、以下に示すとおり掲げられている。

表 障がいのある人の就労等に関する事項

頁	項目	内容
76	現状と課題	平成 28 年に「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が改正され、障がいのある人が自ら望む生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援のさらなる充実と障がいのある児童に対する支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するよう求められている。
76	基本方針	障がい者（児）の日常生活や社会参加に必要な一人ひとりに応じた支援を、個人や家族だけの課題とするのではなく、地域全体の理解と協力のもとで受けることができるよう、障がい者福祉サービスの充実を図るとともに、障がいのある人の自立と社会参加を促進する。また、障がい者団体の育成、支援を進める。
77	地域生活支援事業（社会参加促進）	障がいのある人の地域での社会参加や就労を支援するため、意思疎通支援、手話奉仕員等養成、移動支援、地域活動支援センター、わんすてつぷ雇用など、障がい者の種別に応じて様々なサービスを提供

（オ） 第２期京田辺市まち・ひと・しごと創生総合戦略

第２期京田辺市まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要および本事業に係る事項は、以下に示すとおりである。

■計画概要

表 計画概要（第２期京田辺市まち・ひと・しごと創生総合戦略）

頁	項目	内容
35	目的	地方創生の充実・強化に向け、切れ目のない取り組みを進めることを目的とする。
36	基本目標	1. 子どもを生み育てやすく、だれもが活躍できるまちづくり 2. 地域経済を活性化させ、職・住が近接した働きやすいまちづくり 3. 京田辺へ新たな人の流れをつくるまちづくり 4. 持続可能で個性と魅力にあふれ、安心して暮らせるまちづくり

■公園に関する事項

表 公園に関する事項

頁	項目	内容
38	基本目標 1	子どもを生み育てやすく、誰もが活躍できるまちづくり
38	具体的施策 2	子どもを生み育てやすい環境づくり
39	施策の主な内容	親子で外遊びができる公園の整備
45	基本目標 4	持続可能で個性と魅力にあふれ、安心して暮らせるまちづくり
45	具体的施策 1	個性と魅力あふれる地域づくりの推進
45	施策の主な内容	農福連携をテーマとした公園の整備
46	具体的施策 2	まちへの誇りと愛着を育む取り組み
46	施策の主な内容	市民参画による公園・緑地の管理、美化活動の促進

■障がいのある人の就労等に関する事項

表 障がいのある人の就労等に関する事項

頁	項目	内容
38	基本目標 1	子どもを生み育てやすく、誰もが活躍できるまちづくり
40	具体的施策 5	誰もが能力を生かし活躍できる環境づくり
40	施策の主な内容	高齢者・障がいのある人の社会参加・就業促進
41	基本目標 2	地域経済を活性化させ、職・住が近接した働きやすいまちづくり
42	具体的施策 3	地域を支える雇用づくり
42	施策の主な内容	高齢者・障がいのある人の社会参加・就業促進（再掲）

(カ) 京田辺市都市計画マスタープラン

京田辺市マスタープランの概要および本事業に係る事項は、以下に示すとおりである。

■計画概要

表 計画概要（京田辺市都市計画マスタープラン）

頁	項目	内容
1	目的	都市計画法第18条の2の規定に基づき、都市計画に関する基本的な方針を定めるもので、本市が目指す将来都市像の実現へ向け、個性的で快適なまちづくりを進めるための設計書となることを目的とする。
2	意義	①上位計画を踏まえ、長期的な視点から本市の将来像を描くとともに、土地利用や交通網の整備などの基本的な方向を示し、併せて地域毎のまちづくりの方針を定める。 ②市民の参画を得る中で、市が主体となって計画を策定することにより、まちづくりへの多様なニーズに対応し、積極的かつ柔軟性を持った都市整備および施設管理体制等を構築する。
2	役割	①実現すべき具体的な本市の将来像と、それに至るための方向を示す。 ②第3次京田辺市総合計画などに示された、本市の将来計画の実現に向けて、都市計画分野の施策が明確になり、個別の都市計画間相互の調整を図ることができる。 ③個別の都市計画の決定・変更を行う際に、その指針となる。 ④都市計画に対して市民の理解が深まり、市民の参画を得る機会となる。

■公園に関する事項

表 公園に関する事項

頁	項目	内容
21	まちの問題点	公園や緑地の整備確保
37	レクリエーション拠点	甘南備山一帯や田辺公園、木津川河川敷公園などについて、自然を活用し、市民の憩いの場としていく。
42	将来の土地利用方針	市役所を核とし、公共公益施設や田辺公園が集積する地区を公共公益ゾーンとして位置づけ、行政サービスやスポーツ・レクリエーション機能が集積した市民が集え交流が図れる場としての充実を図る。
60	災害拠点の確保	総合公園である田辺公園を中核防災拠点、近隣公園である諏訪ヶ原公園（北部）、防賀川公園（中部）および同志社山手さくらの丘公園（南部）を各地域の防災拠点として位置づける。

■障がいのある人の就労等に関する事項

表 障がいのある人の就労等に関する事項

頁	項目	内容
56	その他都市施設における整備方針	「京田辺市障害者基本計画」に基づき、障がいのある人の自立と社会参加の促進のため、福祉的就学の場合や日中活動の場の確保を図る。

ii) 公園に関する事項

(キ) 新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等の在り方

■公園等に関する事項

緑とオープンスペースの抱える課題とそれを解決するための政策の新たなステージの基本的な考え方は以下に示すとおりである。

【緑とオープンスペースの抱える課題】

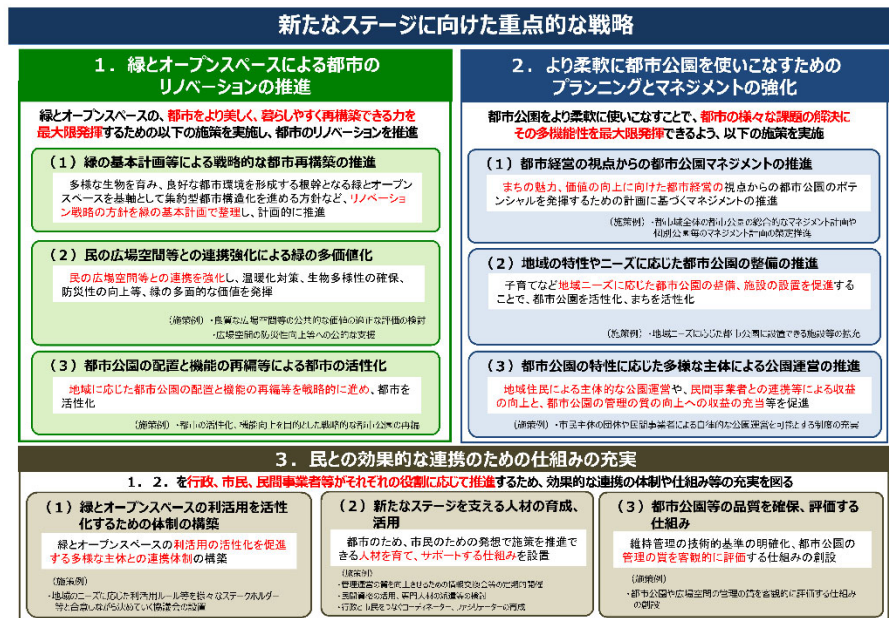
1	施設の老朽化、財政制約の深刻化に対応した計画的かつ適切な維持管理
2	ポテンシャルを発揮するための柔軟なマネジメント手法の確立
3	多様なニーズに対応したきめ細やかな管理運営を行う仕組み・体制の確保
4	広場空間との弾力的な連携

【緑とオープンスペース政策の新たなステージ】

1	緑とオープンスペースの再構築により、緑豊かでゆとりある都市生活を実現
2	都市のブランドとなる緑とオープンスペースが、美しく風格ある都市を実現
3	地域の資源を活かした豊かな緑とオープンスペースが、個性と活力ある都市づくりを実現
4	地域住民が主体的に運営する緑とオープンスペースが、やすらぎを実感する暮らしを実現

【今後の緑とオープンスペース政策の重点的な戦略】

以下の3つの重点的な戦略を掲げている。



出典：「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等の在り方」（国土交通省）

iii) 障がいのある人の就労等に関する事項

(ク) 第4期京田辺市障害者基本計画

第4期京田辺市障害者基本計画の概要および本事業に係る事項は、以下に示すとおりである。

■計画概要

表 計画概要（京田辺市都市計画マスタープラン）

頁	項目	内容
44	基本理念	すべての人が安心して、自分らしく暮らしていけるまち
45	基本方針	I 障がいのある人への理解の促進 II 障がいのある人を支える地域の体制づくり III ライフステージに応じた環境づくり IV 安心して暮らせる社会の実現

■障がいのある人の就労等に関する事項

基本方針「III ライフステージに応じた環境づくり」における施策の中で、農福連携をテーマとした本事業では障がいのある人の働き場の確保・拡大が求められているとともに、施策全体として総合的かつ広域的な就労支援体制を構築、障がいのある人の一般就労への移行と定着を推進することを目指している。

表 障がい者の総合的な就労支援のための基本的な施策

頁	項目	内容
63	総合的な就労支援体制の確立	・福祉、教育、医療などから雇用への一層の推進のため、職場実習、雇用、職場定着までの一貫した支援が行われるよう、関係機関との連携の緊密化を図る。
	一般就労への移行と定着の促進	・障がいのある人の雇用に積極的な企業の掘りおこしを行うとともに、障がいのある人を雇用している企業・業者の事例を紹介するなど、障がい者雇用に関する理解を深める。 ・一般就労への定着を促進するために、就労の場において個別の障がい特性や課題について理解が深まるよう、就労が継続している例を紹介するなど企業に啓発していく。 ・福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所とハローワーク、商工会、企業との連携を強化する。
	多様な就労機会の確保	・障がいの特性に応じた多様な働き場の確保に努める。 ・障がいのある人の自立や一般企業等への就職につなげるため、市役所において、一定の期間、就労の経験を積む場を提供する「障がい者職場実習・わんすてっぷ雇用事業」など、就労支援機関等と連携し、就労支援に努める。 ・田辺公園拡張整備事業における農福連携も含め、障がいのある人の働き場の確保・拡大に努める。
	広域的な就労ネットワークの充実	・支援学校や特別支援学級に通う生徒の保護者や教諭だけでなく、ハローワークや商工会、事業所など、就労に関わる関係機関等が連携する広域的な就労ネットワークの一層の強化に努める。

(ケ) 第6期京田辺市障害福祉計画

■障がいのある人の就労等に関する事項

基本指針「(3) 福祉施設から一般就労への移行等」における中で、国および京田辺市の方針として、障がい者福祉施設、就労継続支援A型およびB型から障がいのある人が一般就労へ移行するよう進めるとされている。

表 障がい者の総合的な就労支援のための基本的な施策

頁	項目	内容
87	基本指針（国の方向）	福祉施設から一般就労への移行促進
		・福祉施設から一般就労への移行者数を令和元年度（2019）実績の1.27倍以上とする。 ・就労継続支援A型から一般就労への移行者数を令和元年度（2019）実績の1.26倍以上とする。 ・就労継続支援B型から一般就労への移行者数を令和元年度（2019）実績の1.23倍以上とする。
	京田辺市の方針	国の方針通り、福祉施設利用者の一般就労への移行、就労継続支援A型及びB型からの一般就労への移行を進める。

(コ) 障害者基本計画（第4次）

■障がいのある人に関する事項

本計画における「雇用・就業、経済的自立の支援」では、障がいのある人の総合的な就労支援として、障がいのある人の雇用促進や農業分野での障がいのある人の就労支援の促進を図るとしている。

表 障がいのある人の雇用・就業に関する記載

頁	項目	内容
44	基本的な考え方	・障害者が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援の担い手の育成等を図る。
44	総合的な就労支援	・福祉、教育、医療等から雇用への一層の推進のため、ハローワークや地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターを始めとする地域の関係機関が密接に連携して、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を実施する。
46	障害者雇用の促進	・障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率制度を中心に、引き続き、障害者雇用の促進を図る
47	障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	・障害者の就労訓練および雇用を目的とした福祉農園の整備を推進する（「農」と福祉の連携プロジェクト） ・農業に取り組む障害者就労施設や企業等に対する情報提供、6次産業化支援等を通じて、農業分野での障害者の就労支援を推進する。

(3) 上位関連計画のまとめ

上位関連計画のまとめは、以下に示すとおりである。

【まちづくり】

- ・市の最上位計画である「第4次京田辺市総合計画」では、京田辺市の都市像として「緑豊かで健康な文化田園都市」を設定しており、公園の従来の公共施設としての視点に加えて、同市の将来像を踏まえた公園づくりが求められる。

【公園】

- ・子どもから高齢者、障がいのある人まですべての市民が交流できる拠点として、農福連携をテーマとした公園の整備を進めるとともに、豊かな緑とオープンスペースの構築により魅力的なまちづくりを推進する必要がある。

【障がいのある人】

- ・本事業では農福連携を含めた障がいのある人の働き場の確保・拡大が求められているとともに、総合的かつ広域的な就労支援体制を構築、障がいのある人の（障がい者福祉施設、就労継続支援A型およびB型から）一般就労への移行と定着を推進する必要がある。

1-9 事業発案に至った経緯

(1) 当該事業の発案経緯

① 事業の経緯

京田辺市では、平成 27 年度より旧京都府農業総合研究所の跡地活用の検討を進めるなか、跡地周辺の自然環境を活かした「緑と農に親しむ区域」としての機能強化を掲げた。

その後、令和元年から 2 年にかけて市民ワークショップを開催し、拡張区域内の必要機能や施設についてアイデアを募り、基本設計のとりまとめを行ってきた。

拡張区域は、跡地としての活用が求められているだけでなく、本公園に対する市民からの要望が多いことから、早急な完成が求められる。

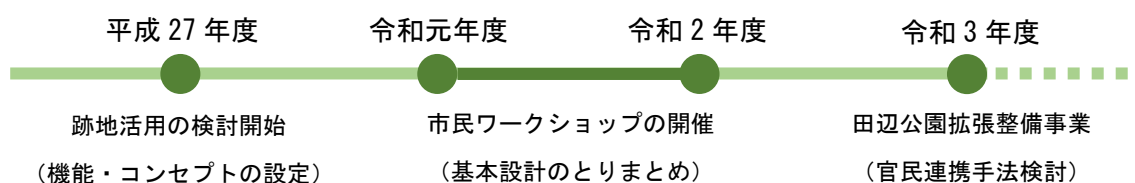


図 当該事業の発案の経緯

② 障がいのある人の就労支援・訓練の場の必要性

近年では、障がいのある人や生きづらさを抱える人が増加傾向にあり、日中活動系サービス事業所へ通所する障がいのある人も増加傾向となっている。

さらに、本市の日中活動系サービス事業所（生活介護、就労支援継続支援事業所等）では、利用者※の高齢化が進んでおり、新規の利用者の受け入れが困難となることが予測される。これは、日中活動系サービス事業所では基本的に年齢制限がないため、事業所の利用者が高齢化した場合でもサービスを継続して利用することに起因すると考えられる。

日中活動系サービス事業所等で行う障がいのある人への就労訓練や就労支援は、一般就労に向けた重要な取り組みとなっている。本市においても、障がいに応じた様々な業種で働ける環境づくりに向けた、就労先の確保と継続的な就労の支援が課題となっている。

こうした状況を踏まえ、本公園では障がいのある人が公園の管理・運営に関わる就労訓練を可能とし、一般就労へと繋げるための管理・運営体制を構築する必要がある。

※日中活動系サービス事業所へ通所する障がいのある人

(2) 課題項目

本事業に係る課題項目は、以下に示すとおりである。

表 本事業に係る課題項目

項目	内容
公的不動産の 早期有効活用	将来都市像の実現に向けた重点プロジェクトとして、市の中核拠点を形成する重要なインフラ施設として本公園は整備段階であり、中核拠点の拠点機能として、総合公園である当該公園の早期完成が必須である。
事業・施設の 実現性	市民参加によるワークショップでの議論を踏まえた拡張区域基本設計内容と地域プラットフォームを通じた民間事業者からの参入意向を踏まえ、Park-PFI 等の官民連携手法による事業実現が求められる。
官民連携事業 の持続性	供用開始がゴールではなく、その後、複雑化するニーズへの対応や持続的に当該事業が継続することが必要である。
障がいのある 人の関わり方	障がいのある人の関わり方を含めた運営管理体制の構築が必要である。
官民連携事業 推進体制の構 築、人材育成	本事業は庁内各課（企画、建設、福祉、農業等）が関与し、推進しているが、具体的な官民連携事業推進にあたって、推進を担う人材およびその推進体制が不十分である。

1-10 当該事業の必要性

(1) 当該事業の必要性

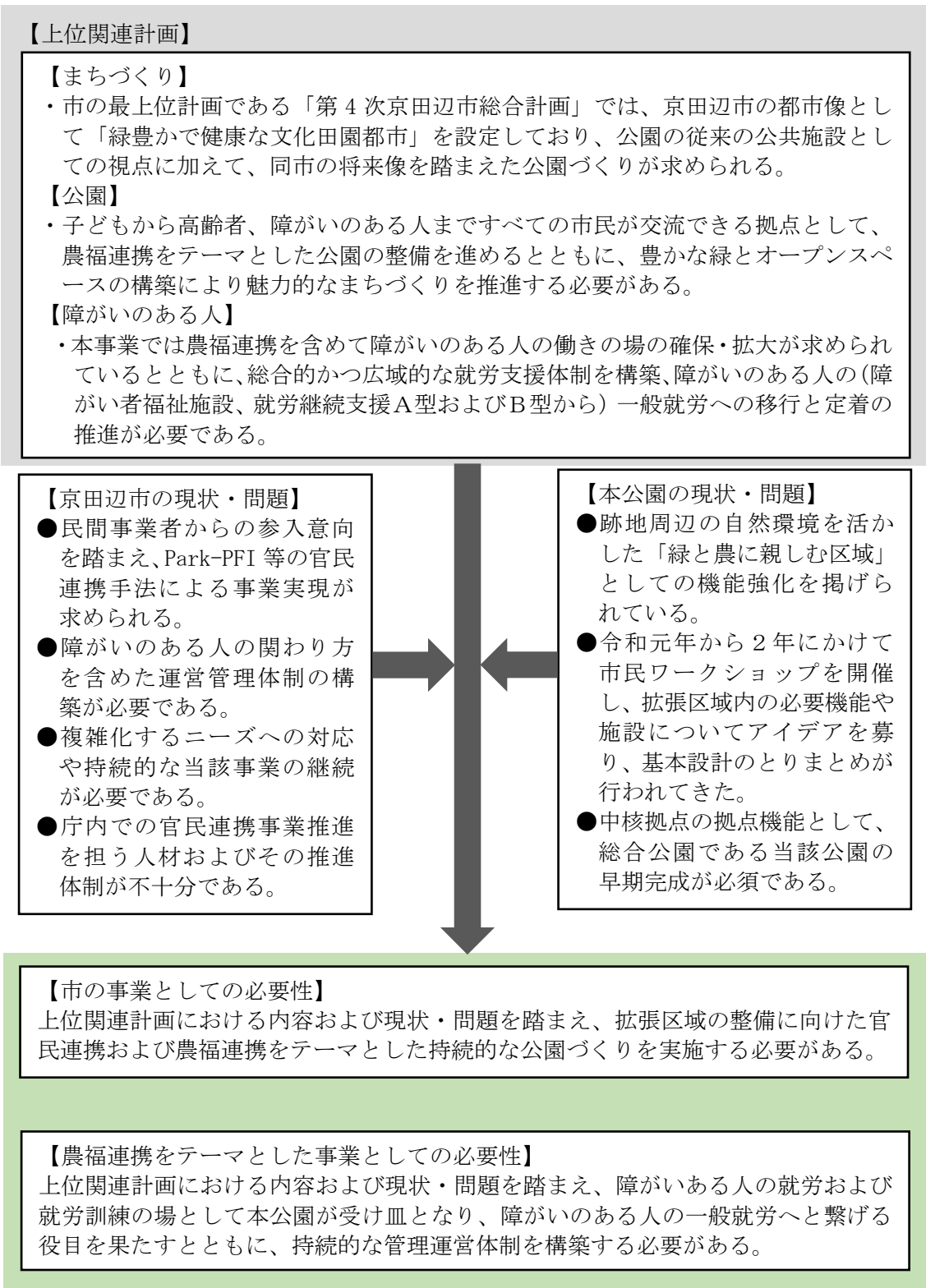


図 当該事業の必要性

（２） 期待する成果

Park-PFI 等の官民連携手法の導入および農福連携をテーマとした緑に親しむ事業の実施により、以下のような成果が現われ、賑わい溢れる魅力的な公園となることが期待される。

■公園の賑わい創出による魅力向上

- ・民間事業者による公園全体の一体的な管理運営によって、公園の賑わい創出に寄与することで公園自体の魅力価値が向上する。

■民間資金の活用による財政負担の減少

- ・Park-PFI 含めた制度を活用することで、本公園に民間の優良な投資を誘導し、市の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便を向上する。

■障がいのある人の一般就労の促進

- ・民間事業者が市内の福祉事業者と連携することで、障がいのある人の就労および就労訓練の機会を創出するだけでなく、本公園での作業を通じて公園外への一般就労へと繋げることができる。

■農を通じた多様な就労機会の確保

- ・農を通じて障がいのある人の多様な就労および就労訓練の場を確保できる。

(3) 期待する好循環のイメージ

民間事業者による農福連携をテーマとした事業の展開により、民間・市にとって好循環のサイクルが生まれることが期待される。

期待する好循環のイメージは、以下に示すとおりである。

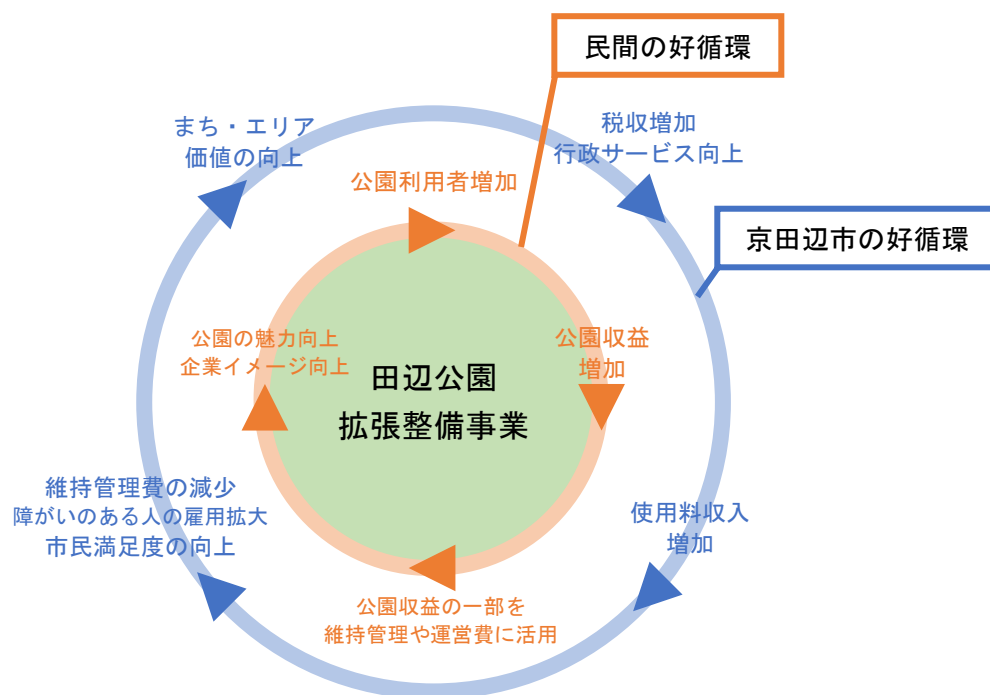


図 期待する好循環のイメージ

第2章 前提条件の整理

2-1 基本計画の整理	2-1
(1) 田辺公園のあり方について	2-1
(2) 田辺公園の区域区分	2-2
(3) 拡張区域の整備方針	2-2
2-2 拡張区域に係るワークショップの開催結果の整理	2-5
2-3 対象公園施設の状況	2-8
2-4 プレヒアリング調査結果の整理	2-12
(1) 調査概要	2-12
(2) 調査結果まとめ	2-13
(3) 本事業に係る課題の整理	2-14
2-5 関連法令の整理	2-15
(1) 都市公園法	2-15
(2) 地方自治法	2-21
(3) 障害者基本法	2-23
(4) 障害者の雇用の促進等に関する法律	2-24
2-6 前提条件のまとめ	2-25

2-1 基本計画の整理

「平成 27 年度京田辺市みどりのまちづくり事業計画策定業務」（以下、「基本計画」）では、田辺公園のあり方や整備方針等について定められている。

（１） 田辺公園のあり方について

総合公園である田辺公園は、市の中心部に位置し、中央体育館や田辺公園プールなどを中心に野球場やテニスコートなどの運動施設が集約され、市民のスポーツを通じた交流や健康づくりの場として活用されている。この中央体育館ではスポーツだけでなく、成人式、敬老会や産業祭など様々な市の式典が行われ、多くの市民が集う会場としての機能も有している。



市の中央公園としての機能を求めるなかで、子どもから子育て世代、高齢者や障がいのある人など、全ての市民が集い体験学習や交流を通じて緑に関する意識啓発を実践する「緑の拠点」機能を加えることで、新たに市民の生きがいくくりやライフプランの創出、障がいのある人の就労支援などが期待される。

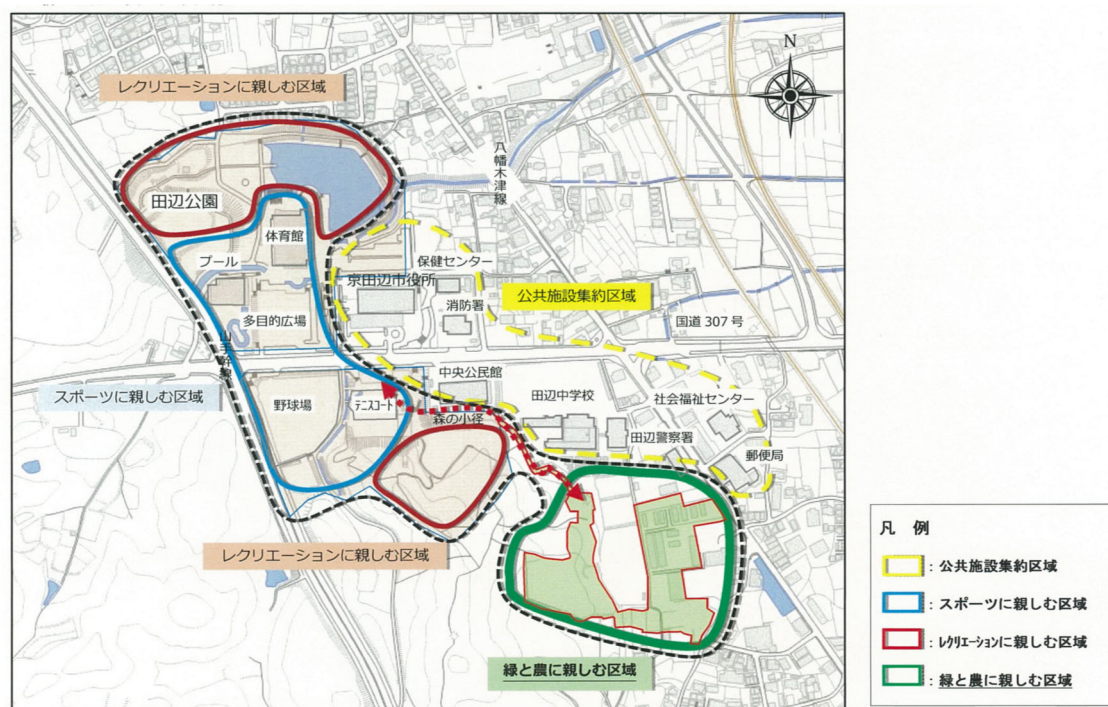


出典：「平成 27 年度京田辺市みどりのまちづくり事業計画策定業務」

図 田辺公園の整備方針

(2) 田辺公園の区域区分

田辺公園の区域区分は、次のように定められている。



出典：「平成 27 年度京田辺市みどりのまちづくり事業計画策定業務」

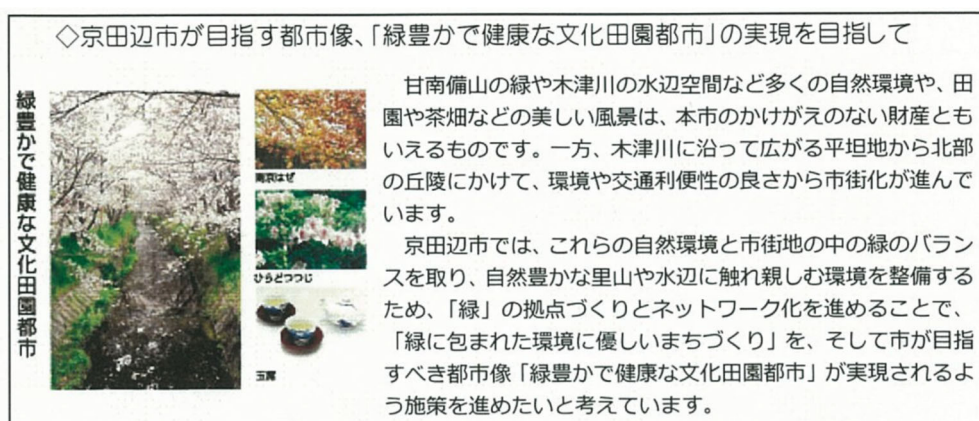
図 田辺公園の区域区分図

(3) 拡張区域の整備方針

① 基本理念

本市を代表する緑の拠点を形成するため、周辺公園との役割分担を考慮した結果、田辺公園の都市計画変更決定を行い、本公園を一体的に整備していく方針としている。

京田辺市が目指す都市像を次のように定めている。



出典：「平成 27 年度京田辺市みどりのまちづくり事業計画策定業務」

図 京田辺市が目指す都市像 概要

② 公園活用の方向性

計画地の立地条件を最大限に生かして公園整備する方向性は次のように整理されている。

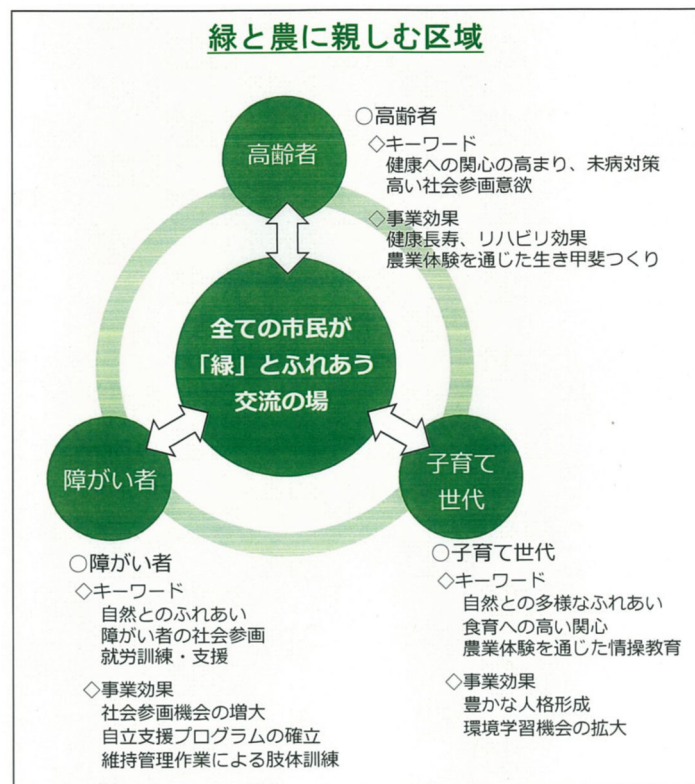
- 計画地周辺には、市役所や保健センター、郵便局、田辺署、消防署などの業務施設、中央公民館や社会福祉センターなど市民サービス施設が集約されており、市の中心的な地域である
- 計画地は京都府農業総合研究所跡地であり、計画地北側には田辺公園が立地しているため、これら計画地周辺の資源を最大限に活用することが有効である
- 近隣には、社会福祉センターやさんさん山城などもあり、本公園を就労支援等の場として活用してもらいながら、維持管理の一部を担っていただく連携を図っていくことが効果的である。
- 計画地は、土砂災害特別警戒区域（地すべり）に指定されており、本市の緑の拠点を安全に利用できる対策も求められる。
- 当初計画区域に限らず、本公園の整備は田辺公園と一体的に行うことで、本市を代表する緑の拠点を形成する方針とする

出典：「平成 27 年度京田辺市みどりのまちづくり事業計画策定業務」

図 公園活用の方向性

③ 主な公園利用者とキーワード

拡張区域、緑と農に親しむ区として位置づけられており、高齢者・子育て世代・障がいのある人を主な公園利用者として想定している。



出典：「平成 27 年度京田辺市みどりのまちづくり事業計画策定業務」

図 主な公園利用者とキーワード

④ 整備コンセプト

基本理念、基本方針を具体的な整備を通じて実現するため、緑と農に親しむ区域の整備コンセプトを次のように定めている。

緑と農に親しむ区域 整備コンセプト

- ✓ 市の緑に関する総合的な拠点として整備する
- ✓ 市域の体験学習機能を付与することで、これまでとは違う新しい緑のあり方を発信する
- ✓ 市民・障がい者と一緒に維持管理を実施することで、市民や障がい者との交流や、障がい者の就労訓練・支援の場として活用する
- ✓ 田辺公園の区域を、本公園の範囲まで拡大する都市計画変更決定を行うことで、総合公園としての機能向上を図る
- ✓ これからの京田辺市に必要な公園として、新たな地域づくりのモデルとして整備する

出典：「平成 27 年度京田辺市みどりのまちづくり事業計画策定業務」

図 緑と農に親しむ区域 整備コンセプト